



ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行：労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 77 レット根岸 2F
TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265
E-mail:roukyo@union-net.or.jp
URL:http://www.union-net.or.jp/roukyo

4年ぶりに活動再開、労供事業拡大を方針に 第38回労供労組協総会開催される

労供労組協ではコロナ禍の影響で2021年7月21日に臨時総会を開き労供労組協の活動について停止を決議していましたが、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、昨年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行し、また、活動再開を求める声も多数あり、3月8日に第38回労供労組協総会を開催し活動を再開しました。

総会に先立って、2023年12月19日および2024年2月22日に4役会議を開催し、総会に向けての準備を行っています。

労供労組協では労供事業について非正規労働者のための運動として位置付けていますが、総会では問題のある労働者派遣を労働組合が無料で行う労働者供給に替えることで労供事業の拡大を図ることを方針（労供労組協2024年度方針については次頁を参照）に掲げました。

労供事業の拡大については、大きく下記2つの点が挙げられます。

- ① 非正規労働者の組織化
- ② フリーランス労働における労供の活用

非正規労働者の組織化対象の最大のターゲットとなりうるのは、国や地方自治体における派遣労働者です。国や地方自治体における労働者派遣を労働者供給に置き替えることを追求します。

この派遣を労供へ置き替えることが可能になるのは、労供労組協で社会・労組労働保険適用問題を追求した結果、2018年10月より労供組合が供給組合員を雇用（社会・労組労働保険を適用）し、供給できるようになったことによります。

資料1「労働者供給事業における社会労働保険の適用について」

資料2「供給組合における供給組合員の社会労働保険の適用の意味・意義」参照。

労働者派遣は一般企業が営利を目的として行うものです。

ですから、国や地方自治体における労働者派遣は、税金を企業利益として供与していることに他なりません。

官製ワーキングプア研究会によると国や地方自治体で働く非正規の公務員は約120万人以上いるとされています。

官製ワーキングプア解消の一助にもなるよう、労供の拡大に取り組んでいきたいと思ひます。



【資料1】



【資料2】

2024 年度活動方針

1.主な活動課題

(1) 労働者の権利の維持・拡大

① 労働者派遣法に反対し、社会・労働保険適用事業体としての労働者供給事業の活用。

② 労働・職安行政の動向に対応し、労働者供給事業の拡充を図る。

③ 労供労働者の均等待遇とディーセントワークの実現を目指す。

(2) 労働者事業体の強化・発展

①「派遣」を「供給」に代替することで、官製ワーキングプア—解消を図る。

② 労供事業の拡充・事業法制定に向けてナショナルセンターや政治・行政に働きかける。

③ 違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける供給の優位性を示す。

④ 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追求する。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

(4) 供給元での社保適用が可能になったことを踏まえ、冊子「労供・派遣事業の手引き」の改訂を検討する。

また、パンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

(5) 日雇雇用保険・特例健康保険制度の拡充を求める。

(6) 雇用によらない働き方の拡大が予想される中、労供事業の活用によるフリーランスの組織化を検討する。

2.他団体、行政との協力

(1) 國學院大學経済学部の方供研究会の成果を活かし、労供事業の拡大を図る。

(2) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。

(3) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員に引き続き参加する。

3.運営

(1) 幹事会メールリングリストを活用する。

(2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。